三八六　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　一六　108　三二

三八七　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　一六　108　三七

三八八　重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件　一九　109　八

三八九　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二〇　五

三九〇　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示　二二　112　一三

三九一―三九三　砂防法第二条の土地を指定する件　二三　三

三九四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二三　三

三九五　公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件　二七　116　一

三九六　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　三

三九七　平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件　二八　117　五六

三九八―四〇〇七　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二九　三

四〇〇八―四〇一四　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　二九　四

四〇一五　船舶安全法の規定に基づき、型式承認を失効した件　二九　五

四〇一六―四〇一八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件　二九　五

四〇一九―四〇二〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件　二九　六

四〇二一　高速自動車国道に関する件　二九　六

四〇二二　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示　三〇　四

四〇二三　船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示　三〇　五

四〇二四―四〇二五　高速自動車国道に関する件　三〇　六

四〇二六　建設業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　三〇　119　二九三

四〇二七　不動産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　三〇　119　二九五

四〇二八　船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　三〇　119　二九六

四〇二九　貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示　三〇　119　二九六

四〇三〇　久米島空港の施設の変更を許可した件　三〇　119　三〇七

四〇三一　神津島空港の施設変更許可申請があった件　三〇　119　三〇八

四〇三二　南大東空港の施設について告示した事項に変更があった件　三〇　119　三一〇

○観光庁

五　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　一　五

○環境省

五四　生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二八　117　五四

五五　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二八　117　五五

○原子力規制委員会

三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部を改正する告示　七　二

四　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示　一九　六

五　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示の一部を改正する告示　三〇　五

○防衛省

一一〇九―一一一三　海上における射撃訓練を次のとおり実施する件　七　八

一一一四―一一二一　海上における射撃訓練を実施する件　一四　八

一一二二　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　一六　九

一一二三―一一二五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二三　四

一一二六―一一二七　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二三　五

一一二八　海上における射撃訓練を実施する件　二三　五

一一二九　陸上における爆撃訓練を実施する件　二六　八

一一三〇　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、共同使用の条件変更、新規提供が決定された件　二七　五

一一三一―一一三五　海上における射撃訓練を実施する件　二八　三

一一三六　海上における火薬の水中爆破訓練を実施する件　二八　四

○関東信越厚生局

一一　生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示　八　二

〃　二七　三

○東海北陸厚生局

一一二　生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示　一五　三